

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（案）」に対する意見の概要と意見に対する考え方

「1. 本ガイドラインの策定について」に関する意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
1	1 ページの7行目「1970」、「1990」： 他の同様の記載箇所にならって、年号も併記すべき。	1	ご指摘の部分について内容を見直した結果、該当部分については、石綿の健康リスクを記載することとし、修正を行いました。
2	<p>「(2)本ガイドライン策定の趣旨」4行目から、以下を挿入すべき。</p> <p>「解体・改修工事によるアスベスト粉じん飛散が発生した場合、周辺住民は子供を含め無防備に発がん物質に暴露するおそれがあります。そのような事態を回避するためには、住民がリスクコミュニケーションに積極的に参加して、安全な工事を発注者、事業者、自治体とともに作っていく必要があります。</p> <p>したがって、周辺住民の定義は、比較的低い濃度のアスベスト粉じんが飛散した場合の近隣住人ばかりではなく、比較的高い濃度のアスベスト粉じん飛散があった場合のより広い範囲の住民、さらに周辺の保育園、幼稚園、学校施設等の管理者、保護者等も含む必要があります。</p> <p>特に改修工事では、アスベスト撤去工事が行われながら施設が使用される場合、工事の安全性の確保と工事情報の開示は重要です。また、改修工事後に同施設の使用が再開される場合、工事概要、清掃等の情報の開示は重要です。</p> <p>一方的に被害者となり得る立場の周辺住民、施設利用者等は、自らの安全を確保するために、解体・改修等工事のアスベストに関する情報の取得、確認が最大限保障されなければなりません。」</p>	1	<p>周辺住民等の定義としては、周辺住民（当該建物を通学路や通勤に利用している者を含む）や周辺事業所のほか、保育所や学校等、病院、大型ショッピングセンター、イベントホール（コンサートホール、スポーツ施設など）が存在する場合はその関係者（保育所や学校等の場合は保護者等を含む。工事現場近くに学校がなくても通学路が存在すると対象となる可能性がある。）としています。</p> <p>さらに、当該建築物等や敷地の使用を継続した状態で解体等工事を行う場合は、解体等工事を行う当該建築物等の内部、あるいは、その敷地内で活動する人も含めているところです。</p>
3	<p>建物に詳しくない発注者や自主施工者に過大な負担をかける一方で、事業者は代行者に過ぎないというのは問題である。そもそも、国の政策のもとで、建設業者が建物にアスベストを漫然と使い続けてきたのであって、建物購入者は被害者的な立場である。前回の大防法改定で、事業者の罰則が無くなり説明義務違反の民事責任だけとなってしまったことは、事業者を利する改悪であったとの評価がされてしかるべきである。その理解を開示するように求める。</p> <p>事業者の罰則を無くして、素人の発注者と周辺住民とのリスクコミュニケーションで適正化しようとするのは、多に無理がある。建物に関する専門家としての事業者の責任を法的に罰則付きで問えるように改正しなさいと、素人としての発注者、周辺住民の大混乱が起きる。それを「苦情」として無償利用しようとしている行政の態度は、周辺住民の知る権利や、生命健康や、平穏に生活する幸福追求権に関する人権感覚に欠け、尊厳ある国民として認めておらず、公害環境後進国に落ちたと言わざるを得ない。</p>	1	<p>工事発注者は、工事の発意者であり費用負担者であることから、原因者負担の観点から一定の責任を負うべきと考えており、平成25年6月の大気汚染防止法の改正により、特定粉じん排出等作業の届出義務者としたところです。</p> <p>工事発注者は、必ずしも解体等工事の専門家ではありませんが、受注者の説明を受けてその内容を理解し、不明な点があれば確認する必要があるものと考えています。</p> <p>改正大気汚染防止法の評価に関するご意見については、本ガイドライン案の趣旨からは外れているものと考えられます。</p>
4	<p>以下の場合もチラシ配布・回覧、説明会開催、戸別訪問説明による情報提供等が必要か。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法18条17 特定工事に該当しない平成18年以降の建築物の解体</li> <li>2. シール材（石綿含有ガスケット、パッキン）の除去作業</li> <li>3. 配管エルボで非石綿部切断で飛散させない作業、特定工事に該当しない場合</li> </ol>	1	<p>本ガイドライン案では、すべての解体、改造、補修工事を対象としています。</p> <p>法18条の17第1項の「特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるもの」（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物のみを解体する工事等）は、法律上、事前調査及び揭示等の義務は課せられていませんが、周辺住民とのリスクコミュニケーションの観点からは、揭示等により特定工事に該当しないことが明らかなものであることをお知らせすることが望ましいと考えています。</p> <p>また、特定工事に該当しない場合であっても、解体、改造、補修の工事では、石綿に関するリスクコミュニケーションを実施することが望ましいと考えています。</p>
5	<p>以下の行為は本ガイドラインの対象となる工事であるため、付近住民への情報提供を行うべきであるという理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石綿を含むかもしれない壁に自らが穴を開ける行為</li> <li>2 石綿を含む塗料を剥ぎ落す自らの行為</li> <li>3 石綿スレートを使用している屋根に太陽光パネルを設置する行為</li> <li>4 石綿を含むパッキン、ガスケットを自ら交換する行為</li> </ol>	1	<p>本ガイドライン案では、すべての解体、改造、補修工事を対象としています。自ら解体等工事を実施する場合には、自主施工者としてリスクコミュニケーションを実施する必要があります。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
6	<p>リスクコミュニケーションを図る周辺住民の定義を明確にしてほしい。例えば、石綿含有がある場合、ない場合の、解体工事場所からの距離（大きな工場の真ん中で工事を行う場合にも、工場の周辺住民とリスクコミュニケーションを行う必要があるのか?）解体工事を行う側が決めても良いのか、所管自治体の担当部局に判断を仰ぐことになるのか。</p>	1	<p>本ガイドライン案において、表1-3に周辺住民等の範囲を記載しています。また、リスクコミュニケーションを行う範囲を、対象となる建築物等の規模や周辺の状況を勘案し、必要に応じて自治会長や自治体に相談の上、判断するよう求めています。</p> <p>なお、大規模な工場の中での解体等工事については、工場内の従業者もリスクコミュニケーションの対象となりうると考えています。</p>
7	<p>3ページの5行目の下線箇所の記載は、他の同様の箇所のようにすべてゴシック体としたほうが適当。</p>	1	<p>ご意見を踏まえて変更します。</p>
8	<p>「さらに、意見交換や情報交換によって、事前調査で確認できなかった石綿含有建築材料が発見されたり、石綿飛散防止対策の向上によって、石綿漏洩・飛散事故の防止につながることがあります。」どのようなことを意図して書かれているのかわからない。このような文章は削除すべき。石綿の事前調査は、強制ではないが、資格所有者が行うことになっているはずである。</p>	1	<p>解体等工事の受注者が事前調査を確実に実施することは当然ですが、当該建築物等について知識を持つ住民等の情報提供により、見落とされていた石綿含有建材が発見されるといったことは想定されうると考えています。</p>
9	<p><b>【工事発注者または自主施行者にとってのメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿漏洩・飛散事故防止と石綿飛散防止対策の質の向上が期待されます。</li> <li>・工事業者の石綿曝露リスクを低減できます。</li> <li>・社会的な信頼を得ることができます。</li> </ul> <p>と書かれているが、なぜ、関係者で行うはずのリスクコミュニケーションが上記の項目につながるのか、論理的な説明を書いていただきたい。また、必ずしもメリットばかりではなく、過剰な飛散防止対策による費用の向上、工期の長期化（＝作業員曝露リスク増）等のデメリットもあるのではないか。</p>	1	<p>住民等を含めたリスクコミュニケーションの実施において、見落とされていた石綿含有建材が発見されるなどにより記載のようなメリットが考えられます。また、適切なリスクコミュニケーションが行われず、住民等の不信を招いた場合、社会的な信頼が低下し、また、過剰な対策を実施せざるをえなくなることも想定されます。適切なリスクコミュニケーションが実施されることにより、過不足のない対策を講ずることができ、全体的には適正な費用負担につながるものと考えています。</p>
10	<p>リスクコミュニケーションの当事者は事業者と住民だけで双方向のコミュニケーションを図るというのではおかしい。自治体、NGO、専門家等が意見交換し、決定するという本来のリスクコミュニケーションのガイドラインとして作成するべきである。</p>	4	<p>本ガイドライン案では、リスクコミュニケーションの主体を工事発注者または自主施工者、工事受注者、建物使用者や住民等、地方公共団体等関係機関、NPO・NGOなどのすべての関係者としており、その前提の上で、情報の発信主体である工事発注者や自主施工者の参考となるよう作成しています。</p>
11	<p>リスクコミュニケーションの当事者は事業者と住民だけではない。国、自治体、NGO、マスコミ、専門家等も入れたガイドを作成すべき。公共工事での飛散事故も多く発生しており、自治体向けのガイドが必要。</p>	52	<p>本ガイドライン案では、リスクコミュニケーションの主体を工事発注者または自主施工者、工事受注者、建物使用者や住民等、地方公共団体等関係機関、NPO・NGOなどのすべての関係者としており、その前提の上で、情報の発信主体である工事発注者や自主施工者の参考となるよう作成しています。</p> <p>なお、公共工事の発注者である自治体は、「発注者」となりますので、本ガイドライン案の対象となります。</p>
12	<p>周辺住民の定義は、比較的低い濃度のアスベスト粉じんが飛散した場合の近隣住人ばかりではなく、比較的高い濃度のアスベスト粉じん飛散があった場合のより広い範囲の住民、さらに周辺の保育園、幼稚園、学校施設等の管理者、保護者等も含む必要がある。</p>	5	<p>周辺住民等の定義としては、周辺住民（当該建物を通学路や通勤に利用している者を含む）や周辺事業所のほか、保育所や学校等、病院、大型ショッピングセンター、イベントホール（コンサートホール、スポーツ施設など）が存在する場合はその関係者（保育所や学校等の場合は保護者等を含む。工事現場近くに学校がなくても通学路が存在すると対象となる可能性がある。）としているところです。</p>
13	<p>自治会代表者などの一部をもって地元住民とし、合意形成とするべきではない。</p>	2	<p>周辺住民等の定義としては、周辺住民（当該建物を通学路や通勤に利用している者を含む）や周辺事業所のほか、保育所や学校等、病院、大型ショッピングセンター、イベントホール（コンサートホール、スポーツ施設など）が存在する場合はその関係者（保育所や学校等の場合は保護者等を含む。工事現場近くに学校がなくても通学路が存在すると対象となる可能性がある。）としているところです。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
14	「リスクコミュニケーションの主体は、工事発注者または自主施工者、工事受注者、建物使用者や住民等、地方公共団体関係者、NPO・NGOなどの全ての関係者です。」と書かれている。リスクコミュニケーションの主体の中に、なぜ、NPO・NGOが入るのか。主体の中に入れることに関しては違和感がある。これまでの石綿関連のNPO・NGOの活動を見ても、中立とは言い難く、かつ、解体工事等に関わる石綿のリスクについても適切に評価・適切な助言をできる機関であるとは言い難いと思われる。	1	NPO,NGOの中には、リスクコミュニケーションにおけるファシリテーターの役割を果たしていただいている例があることから、主体のひとつとして記載をしたものです。
15	リスクコミュニケーションには、住民・行政・業者の三者に加えて、第三者機関として調査者などの専門家が参加すべきである。更に、検討会での内容を保証するために司法関係者（調停委員など）が加わることが望ましい。	1	本ガイドライン案では、リスクコミュニケーションの主体を工事発注者または自主施工者、工事受注者、建物使用者や住民等、地方公共団体等関係機関、NPO・NGOなどのすべての関係者としており、その前提の上で、情報の発信主体である工事発注者や自主施工者の参考となるよう作成しています。
16	地方公共団体等関係機関から周辺住民等に提供する情報について、「解体等工事における石綿飛散に関する相談・問い合わせへの回答、「石綿漏洩・飛散事故等への対応状況の説明など」とあるが、その内容によっては情報公開請求が必要なものがある旨を注記してほしい。	1	ご意見を踏まえて記載します。

「2. リスクコミュニケーションの手順」に関する意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
17	法律条例の規定の確認。	1	法や条例の規定の確認については、「2 リスクコミュニケーションの手順」の最初に記載しております。
18	(2)周辺地域に関する情報の収集について 全文削除。そこで以前問題とされたかなど、ナンセンスである。違法行為をさせないことに集中すべきである。 健康弱者、子供に関する施設、病院・福祉施設の有無とその生活動線、移動困難者の有無を調べる。建物分布状況、道路の状況、典型的な風向きの調査を実施すべきである。	1	自治会については、住民等とのリスクコミュニケーションを行う上で重要な役割を果たすことが考えられます。また、過去に石綿の飛散事故等を経験している地域については、石綿に関する知識レベルやとらえ方が他の地域とは異なることも考えられますので、学校等の特に注意が必要な施設の把握等のほかに、これらを把握しておくことは重要と考えています。ご指摘を踏まえ、当該部分を「過去の解体等工事の事例」に修正します。
19	「（略）なお、事前調査については、（略）石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこととされています。」とあるが、大気汚染防止法にそのような規定はないため、必要であるならば同法に規定すべき。	1	ご指摘の部分は労働安全衛生法に基づく技術上の指針の規定ですが、解体等工事においては、大気汚染防止法だけではなく、他法令の規定の遵守も必要となるため記載したものです。
20	「工事発注者は、工事受注者が作成した掲示の内容が適正かどうか、確認することが重要です。」とされているが、掲示の内容が適正かどうかを判断できる工事発注者はどの程度いるのか。素人ばかりに責任を押し付けるのはいかがなものか。	1	工事発注者は、工事の発意者であり費用負担者であることから、原因者負担の観点から一定の責任を負うべきと考えており、平成25年6月の大気汚染防止法の改正により、特定粉じん排出等作業の届出義務者としたところです。 工事発注者は、必ずしも解体等工事の専門家ではありませんが、受注者の説明を受けてその内容を理解し、不明な点があれば確認する必要があるものと考えています。
21	ガイドラインには、事前調査に係る工事発注者、受注者の責任についての関係を明確に表記し、双方に責任があることを明記してほしい。	1	大気汚染防止法により、事前調査の義務は受注者又は自主施工者に課せられていることから、そのような記載としております。また、事前調査の実施について、「工事発注者は、工事受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担するとともに、石綿使用状況の情報提供など、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければなりません」と記載しています。

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
22	<p>(3) 石綿の使用の有無に関する事前調査</p> <p>参考資料例11のように、工事受注者ではない第三者を雇うことによって、利益相反性が薄められ、適正中立な調査を確保しやすくなるのであって、アメリカなどでは明確に法規制されていること、リスクコミュニケーションにおいても、分離発注することがのぞましいことを記載すべき。また、早急に法制化すべきである。適正な調査を確保し、違反を罰則付きにして、厳格に罰則適用することが不可欠である。</p> <p>「3日本アスベスト調査診断協会」は削除すること。もともとがアスベストを広く普及させた組織に関わる者が多いと聞いているが、それならば、すでにアスベストの危険の予見ができた時期以降については、本来その責任を問われるべき立場の者である。除去に関する調査に関わって利益を受けるべきではない。</p>	1	<p>日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、石綿に関する一定の知見を有する者として記載しております。</p> <p>なお、事前調査の実施方法に関するご意見については、今回のパブリックコメントの対象外と考えます。</p>
23	<p>(4) リスクコミュニケーションを行うための準備</p> <p>実施時期の相談でなく、早期実施が必要である。</p>	1	<p>リスクコミュニケーションには、除去作業実施中の情報提供等も含まれます。また、大規模な工事の場合、解体等工事の開始から石綿除去作業までの間に相当の期間が開くことも考えられますので、実施時期の相談は必要と考えています。</p>
24	<p>工事業者からのリスクコミュニケーションは、事前だけで済ませている場合が多いが、途中での説明、終了時の説明も必要。</p>	1	<p>本ガイドライン案では、リスクコミュニケーションを行う時期として、解体等工事実施前に加え、除去作業実施中、実施後についても記載しています。</p>
25	<p>(ア) 解体等工事の実施前</p> <p>実施直前でなく、計画・見積もり段階で実施すべき。</p> <p>「期間や規模によっては」を削除。</p> <p>「不安を解消するため」を削除。</p>	1	<p>解体等工事の見積もりの時点では事前調査が終了していないことが考えられるため、調査終了後の適切な時期に情報提供が行われるべきと考えています。</p> <p>本ガイドライン案は石綿含有建材を使用していない建築物等も含むすべての解体等工事を対象としていることから、一律に説明会の開催等を求めることは難しいと考えています。</p> <p>また、石綿のリスクを認識することは重要ですが、同時に、正確な判断を行うためには、不必要な不安は解消すべきと考えます。</p>
26	<p>アスベスト飛散範囲の広さを鑑みて、リスクコミュニケーションにおける対象者は、アスベスト含有廃材の搬出経路などを含め、その飛散範囲を明確にしたうえで決定すべき。</p>	1	<p>石綿含有廃棄物等は、遠隔地で処分される場合もあることから、その運搬経路のすべてを解体等工事におけるリスクコミュニケーションの範囲に含めることは適当ではないと考えます。なお、石綿含有廃棄物等の運搬、処分における飛散防止対策は別途実施されております。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会を開催する際には解体工事の季節に応じて風向を考慮し、飛散可能性のある地域内にある全ての保育園、幼稚園、小中学校等への説明会を実施すべき。</li> <li>・事前説明会は最低3回時間帯を変えて実施し、毎回の参加者の最低人数も決めて実施すること。集客数が多い程、効果が高い説明会を実施したことが、工事事業者の業績になるような仕組みをつくる。</li> <li>・解体工事が決まり次第早急に、アスベスト被害に関するビジュアルな冊子（漫画や写真で子供にも解りやすいもの）を配布することを議務付ける。アメリカEPAによる資料（配布議務が課されているもの）を参考にすべき。</li> <li>・アスベスト被害をビジュアルに理解できるパネルを作成し、解体工事が行われる近くの公共施設等に常設展示する。</li> <li>・アスベスト被害をビジュアルに理解できる映像を制作し、小中学校の総合学習や、道徳、保健体育等の授業で視聴することを義務付ける。NGOなどが環境教育に立ち会う。</li> </ul>	1	<p>周辺住民等の定義としては、周辺住民（当該建物を通学路や通勤に利用している者を含む）や周辺事業所のほか、保育所や学校等が存在する場合はその関係者を含めているところであり、さらに、「工事現場近くに学校がなくても通学路が存在すると対象となる可能性がある」としているところです。</p> <p>アスベストに関する環境教育については、別途取り組まれるべきと考えています。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
28	<p>リスクコミュニケーションの実施者である、周辺住民等が求めるべき情報の項目を示すべき。</p> <p>1. 周辺住民は工事の安全を期するために、アスベストについて正しい知識を得る機会を持つことが望まれます。この場合、専門的知識を有する行政、NPO、NGOを活用することが有効です。</p> <p>2. 説明会では、アスベストに詳しい専門家等にオブザーバー参加を求めることが望ましい。また、行政が被害予防の観点から説明会へ参加することが望まれます。</p> <p>3. 住民、施設利用者等は、説明会で、工場発注者に対し、当該建物のアスベスト事前調査報告書に基づく説明を求め、事前調査漏れがないか確かめる必要があります。その際、設計図書、改修図面、施工計画書等の提示をもとめ、事前調査が適正に行われているか確認します。</p> <p>4. 住民、施設利用者等は、解体工事着手前に、当該建物の内覧を求め、アスベストに詳しい専門家等とともに、もしくは依頼し、事前調査が適正に行われているか現場確認します。</p> <p>5. 住民、施設利用者等は、発注者・事業者等との間で、アスベスト除去工事等に関し、協定書を締結します。</p> <p>6. 住民、施設利用者は、発注者・事業者との間に完了検査を行うことを協定し、第三者による完了検査を行います。</p>	2	<p>本ガイドライン案に沿って、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくことにより、周辺住民等に必要な情報は提供されるものと考えています。</p> <p>また、参考資料にご指摘の点を一部含んだ個別事例を紹介しています。</p>
29	<p>事前調査結果、設計図書、自治体による立入検査結果など、すべての情報を住民に開示すべき。</p>	6	<p>リスクコミュニケーションに適した情報提供の方法は、地域の状況等により異なると考えられますが、様々な方に情報を理解し共有していただくためには、情報を整理し、わかりやすい形で提供することも重要と考えています。</p> <p>ガイドライン案の2. (4) ③において、周辺住民等に情報提供する事項を幅広く提示しています。</p>
30	<p>住民と業者との間の工事協定締結を解体工事実施前に必須とするようルール化すべき。また協定の内容は、「住民の要求があれば、すべての情報を開示する」や「住民の求めに応じて、工事を中断する」などの項目も明記するようガイドラインで示すことが必要。</p>	3	<p>リスクコミュニケーションの結果として協定の締結等が行われることは考えられますが、本ガイドライン案は現行の法令に沿って作成しているため、協定締結のルール化は本ガイドライン案の範疇ではないと考えます。</p>
31	<p>事前調査結果において、「[石綿なし]や[石綿含有成形板等(レベル3)あり]の場合も、その結果を必ず掲示しなければなりません。」とあるが、大気汚染防止法における事前調査は当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査するものであり、「石綿含有成形板等(レベル3)あり」の結果を掲示しなければならない規定はないため、必要であるならば同法に規定すべき。</p>	1	<p>ご指摘の部分は石綿障害予防規則の規定ですが、解体等工事においては、大気汚染防止法だけでなく、他法令の規定の遵守も必要となるため記載したものです。</p>
32	<p>事前説明は、工事業者側からみた調査結果の情報を提供するだけでなく、自治体から、調査結果をもとに発生するおそれのある飛散事故事例を周辺住民に周知する必要がある。</p>	1	<p>適切な飛散防止措置が行われるかどうかの情報が、より重要と考えております。</p>
33	<p>建築物が使用中あるいは隠蔽部で障害となるものが撤去されないと確認できない箇所は事前に説明すると同時に、作業中にも石綿の有無を報告すべき。</p>	1	<p>本ガイドライン案においては、作業中に新たな石綿含有建材が発見された場合のリスクコミュニケーションについても記載しています。</p> <p>なお、事前調査は、ボードやパネルの内側等、外側からの目視のみでは確認できない場所についても確実に実施されるべきと考えています。</p>
34	<p>解体作業開始前に発注者、解体業者、行政、住民の4者によるアスベスト除去工事内容の確認を盛り込むべき。</p>	1	<p>図2-2に示すとおり、解体等工事の実施前にチラシ配布や説明会開催等による情報提供が行われることにより、関係主体が工事内容を確認する機会が設けられるようになると考えています。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
35	石綿除去後の報告では事前調査報告で石綿が示された箇所が完全に除去されたか第三者である石綿の知識のある専門家が確認をし、資料（写真等）を情報提供すべき。	3	情報提供の方法は、工事の規模や地域の状況等により異なると考えられ、一律に専門家が説明にあたるべきとの記載は適切ではないと考えています。
36	掲示では双方向性が低いので他の方法と組み合わせてリスクコミュニケーションを実施することが効果的です。と書かれているが、戸別訪問の双方向性は必ずしも高くはないので、結果的に他の方法とは、説明会に帰結される。掲示以外の方法については、. . .以降はその点を取り入れた説明としてほしい。	1	掲示、チラシ配布、戸別訪問、説明会のそれぞれに一長一短があることから、本ガイドライン案においては、必要に応じ複数の方法を組み合わせるよう記載しているところです。
37	「しかし、掲示だけでは対象範囲が限られること、提供できる情報が少なく、周辺住民等の誤解や無用な不安・不信を招く恐れがあるため、他の方法と組み合わせて実施することが求められます。」の部分について、その前段で「事前調査結果等の掲示については、大気汚染防止法等で義務付けられているため、必須です。」との記載に続き、このような記載を行うことで、現行の大気汚染防止法第18条の17第4項で定められている内容が不十分なものであることを示しているものと捉えられかねないため、削除した方がよい。	1	法律は最低限実施しなければならないことを義務として規定したものであり、自主的に、より望ましい取り組みが進められるべきと考えております。本ガイドライン案は、その助けとなるよう作成したものです。
38	情報提供の方法の「掲示、チラシ配布、戸別訪問」は単に情報開示であってリスクコミュニケーションとしては不十分である。まず、説明会を最初にすべき。	17	情報提供の方法の記載順は、望ましい方法の順とはしていません。そのことを明確にするため、追加的な記載をいたします。
39	表示、チラシ配布、戸別訪問だけでなく、信頼を築き、工事の安全性を高める説明会を実施することを加えること。	1	本ガイドライン案においては、情報提供の方法として、掲示、チラシ配布、戸別訪問のほか、説明会についても記載しております。
40	住民側が説明会開催を求めた時、発注者側は説明会を開催しなければならないと義務付けるべき。掲示、チラシ配布、戸別訪問では不十分。	4	説明会に出席できる住民の数が限られるなど、説明会以外の方法による情報提供が適している状況も考えられることから、説明会の義務付けは考えておりません。
41	突然説明会になって石綿のことや解体工事の話を読んでも訳がわからない住民は混乱し感情的な警戒心を持ってしまう。解体工事前に地域住民が計画を知ることにより業者さんとのリスクコミュニケーションもスムーズに受け入れやすいのではないかと。	1	地域住民等に計画を知っていただくために、適切な情報提供が必要と考えております。説明会を開催する場合は、解体等工事の前に行われることとなります。また、ご指摘の点に関して、説明会では「周辺住民等の視点に立って考え、対応することが必要」と記載しています（参考資料p.34）。
42	子供に対しての危機管理として、地域での幼児の検診時や予防注射の際のお知らせの配布、または、目にする場所で告知があれば、浸透するきっかけになるのではないかと。	1	地域の状況によっては、リスクコミュニケーション（情報提供）の方法のひとつとして選択の可能性があると考えます。
43	他の工事全般の説明とは切り離してリスクコミュニケーションの会合を持つことを明文化すべき。	1	住民等の中には、リスクコミュニケーションのための時間を多くは取れない方がいることも想定されます。多くの方にリスクコミュニケーションに参加していただくためには、工事全体の説明会を活用することも方法の一つと考えております。
44	表2-4、戸別訪問のメリット項、双方向性は形式的には「高」だが、石綿問題は一般に住民の知識、認識が低いので、一方的な説明に終始する可能性が高く、実質的にはコミュニケーションの双方向性が低くなる（個別では各個撃破される）。説明会の双方向性は「中～高」でなく、「高」とすべき。メリット項に「説明会での意見交換を通して参加住民の多くが問題点の理解をより深め、リスクコミュニケーションに参加できる点で有効。」を付け加える。デメリット項に「説明会が複数回になる」とあるが、開催側としてはそうかも知れないが、住民サイドでは、参加できる可能性が高まり、メリットとなる。	1	戸別訪問については、ひとりひとりへの丁寧な説明や、質問・意見の聴き取りの時間が取れることから、双方向性を「高」としております。説明会については、それらの時間が限られるため、双方向性を「中～高」としたものです。説明会のメリットについては、同表のメリット項に同様の趣旨の文章を記載済みです。なお、説明会の回数について、ご指摘を踏まえ、デメリットから削除するようにします。
45	表2-4について、法令等の規定の有無の欄を設けることで、事業者に対して、より理解しやすい内容になるとともに、平成28年5月に総務省より行われた「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」の2「建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策」の（3）「事前調査結果等の適切な掲示の確保」に対する取組の一環となり得る。	1	法令等で掲示が義務付けられている事項については、表2-1「解体等工事の実施前に情報提供する事項の例」において、◎印および★印を付しています。

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
46	解体、改装、改造など対象建造物の規模、内容などによって、情報提供、共有のありかたに差異を設けているが、その内容があまりに曖昧であり、さらに具体化し明示すべき。	1	情報提供の方法や範囲は、建築物等の規模やアスベスト含有建材の種類だけでなく、周辺地域の状況等の条件で変わりうるものであり、ガイドラインにおいて完全に決定できるものではないと考えております。ご指摘の部分は、判断の上で参考となるものとして記載したものです。
47	工事現場の敷地境界から〇mの範囲に配布 〇mに設定した何かしら参考になる、大半の方に理解や納得感を得られやすい根拠を示す。問合せの減少にも役立つのでは。	1	情報提供の範囲を距離で示すことは難しいと考えていますが、自治体の条例では建築物の高さ等を目安としている場合もあるため、考え方の参考としていただくことが可能と考えております。自治体の規定例を参考資料に掲載していることを注記として記載するようにします。
48	説明会には、被害予防の観点から行政およびアスベストの専門家等のオブザーバー参加が望ましいと明記すべき。	2	本ガイドライン案では、必要に応じ地方公共団体に相談を行うことや、石綿飛散事故発生時等の困難な状況において、専門家等の第三者を交えた対応を検討することを記載しています。 説明会においても専門家がファシリテーターの役割を果たすことが考えられますが、工事の規模や種類、地域の状況等によって必要性は異なると考えられることから、一律に記載することは考えておりません。

「3. 石綿漏洩・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション」に関する意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
49	新たな石綿含有材発見時の速報の情報提供の方法として、「揭示及びチラシ配布」を「揭示その他の適切な方法」に変更すべき。	1	ご意見を踏まえて修正します。
50	石綿漏洩・飛散事故発生時において、「地方公共団体等関係機関と連携し事故原因の究明及び石綿飛散防止に努める（略）」とあるが、事故原因の究明及び石綿飛散防止の義務は工事発注者、自主施工者、工事受注者等にあり、地方公共団体等関係機関はこれを指導する立場にあるため、「連携」することは考えられない。	1	原則として、石綿の飛散防止の責務は工事発注者や施工者にありますが、地方公共団体は、発注者等からの相談を受け、指導や助言を適時に行うこと等により、連携して石綿の飛散防止を図っていただくことが望ましいと考えています。
51	3(2)石綿漏洩・飛散事故発生時 ① 事故発生時 「事故発生時の対応を予め自治会長等や地方公共団体等関係機関と定めていた場合は、それに従って進めてください。」を削除する。 また、「事故発生時に速やかに対応するため、必要に応じて自治会長等や地方公共団体等関係機関に相談した上で、予め対応を検討しておくことが望ましい。」を適当な箇所を追加する。（例えば、2(6)実施時期ごとの留意事項②石綿除去等作業の実施中 など）	1	「2. リスクコミュニケーションの手順」において、「事故発生時に速やかに対応するため、必要に応じて自治会長等や地方公共団体等関係機関に相談した上で、予め対応を検討しておくことが望ましい。」を追加した上で、事故発生時の「事故発生時の対応を予め自治会長等や地方公共団体等関係機関と定めていた場合は、それに従って進めてください。」の記載は残すこととします。
52	石綿漏洩・飛散事故発生時に情報提供する事項の例として、情報提供する事項に石綿の漏洩・飛散の状況だけでなく、石綿の種類・毒性、暴露の可能性やその他リスクに関する情報を追加する。	1	ご意見を踏まえて記載します。

「参考資料」に関する意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
53	「WHO（世界保健機関）は、世界で職業による石綿曝露を受ける人が、平成22年現在1億2,500万人におよび、中皮腫と石綿関連肺癌と石綿肺による死者が毎年10万7,000人に及ぶと発表しました。」は、WHOのChrysotile Asbestosからの引用と思われるが、WHOのメディアセンターの記述は、年間死亡者数はSeveral thousandと書かれていた。アップデートはメディアセンターの記述の方が新たなものである。危険性をあおるようなデータを載せるときは、数値を慎重に検討すべきではないか。	1	「中皮腫と石綿関連肺癌と石綿肺による死者が毎年10万7,000人」は職業的ばく露によるものであり、ご指摘のSeveral thousandは非職業的ばく露による死者数を述べたものであるため、比較はできないものと考えます。なお、非職業的ばく露による死者数は併記することとします。

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
54	ガイドラインに記載する事例にリスクコミュニケーションができなかった事例とその原因究明、改善案なども記載すべき。	3	参考資料に掲載した「リスクコミュニケーション事例における成功点・苦労点」、「リスクコミュニケーションの個別事例」には、リスクコミュニケーションが失敗した（一度失敗した後に信頼が回復した）事例が含まれていますので参考になるものと考えます。
55	さいたま市は、解体等工事の実施中に全ての工事において周知するよう、工事受注者に指導していると思われるような記載となっている。工事の実施中の周知については、敷地境界での大気中の石綿濃度が1リットルあたり1本を超えた場合に、近隣に周知するよう工事受注者に指導しているため、備考等でその旨の記載をしていただきたい。	1	ご指摘を踏まえて追記します。
56	<p>想定問答に以下を追加してほしい。</p> <p>1 Q、石綿が飛散する確率がゼロではないのであれば、工事をしないでほしい。</p> <p>2 仮に工事によって石綿が1本でも肺に入った場合、中皮腫や肺がんになる確率はどの程度上がるのか。もし、1本が少数なのであれば、閾値となる本数はあるのか。</p> <p>3 仮に石綿が漏れた場合、健康被害の賠償はどうしてくれるのか。</p> <p>4 将来中皮腫になるかもしれないので、石綿を飛散する恐れがある作業を行った旨の証明書を出してほしい。</p> <p>5 参考資料P38</p> <p>「出入口に設置したセキュリティゾーンは、内側から前室、洗身室、更衣室の3室に分かれており、内側が減圧されているので、外へ向かって空気が流れないようにしています。除去等作業を行う際には防塵マスク、防護服を着用して行いますが、外に出るときは、前室で防護服に付着した石綿を吸引器できれいに吸い取ってから脱ぎ、脱いだ防護服は前室の脱衣かごに入れます。外には持ち出しません。次に洗身室に入って、石綿の付着残りがあってもいいので、エアシャワーで防護マスクを着けたまま全身を空気で洗い、完全に石綿を落としてから更衣室に移って、防護マスクを外し、隔離区域の外に出ます。」とあるが、完全にとは100%のことか。1本たりとも漏れていないことをどうやって確認するのか。</p>	1	<p>ご意見のうち、1については、ガイドライン案の「想定問答の例」のQ9が相当するものと思われます。</p> <p>2については、他の資料や文献を参照いただければと思います。</p> <p>3及び4の、健康被害への補償や、作業者が作業を行ったことの証明書の発出に関しては、本ガイドライン案に対応を一律に記載することは適切でないと考えております。</p> <p>5については、石綿繊維を1本も漏らさないことの証明は困難と考えますので、想定問答例の「完全に」の表現方法を変更いたします。</p>
57	<p>参考資料-43、用語集・石綿含有製品の項の本文の最後に次の内容を追加されたい。</p> <p>なお、従来は石綿がその重量の1%を超えるものが規制対象であったが、平成18年9月以降、現在の0.1%を超えるものに改正されている。よって、過去に石綿含有建材がないという調査結果があっても現在の基準で石綿含有建材がある場合があるので注意が必要である。</p>	1	ご意見を踏まえて記載します。

ガイドライン案に係るその他意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
58	<p>はじめに 3段落 「しかし、過去に・・・建築物等は、」以降を以下のようにすべき。</p> <p>「発注者や自主施工者に石綿の存否に関する知識も十分でなく、建築物の専門家や自治体などの職員でも見落とすことが多発するなどしており、受注者やその関連する者が分析をするなどして、石綿があるのに無いかのように報告して、石綿を飛散させるなど、違法な工事が頻発している。被害者となりうる建物利用者やその保護者や周辺住民などが指摘して初めて違法な石綿飛散工事を免れることが可能となった事例が多数ある。</p> <p>以前は、専門家が一方的に素人にリスクを教えることで足りると考えられていたが、原子力発電所事故にみられるように、専門家の知識経験による安全性に関する判断が必ずしも正しいとは限らず、専門家とされる人たちの間で、環境被害が隠ぺいされるなどしたこともあり、周辺住民は解体工事等が違法に行われることあること、すなわち、健康リスクが生じうることを知っている。そこで専門家と一般人など立場の異なる者間でコミュニケーションすることが現実的にリスクを避けることに貢献しうることが知られるようになったのである。</p> <p>もっとも、リスクコミュニケーションは、周辺住民に対して、過大な負担をかけることにもなりかねない。そこで、やみくもにリスコミに頼らず、その前に、①工事受注者と、②アスベストの有無や大気濃度調査などの分析調査者を分離発注することで、見落としを防ぎ、かつ、適法な工事をすることを確保することを進める必要がある。」</p>	1	<p>本ガイドライン案はリスクコミュニケーション自体の専門書ではなく、発注者や自主施工者が自主的にリスクコミュニケーションに取り組む上で参考となるように作成したものですので、リスクコミュニケーションの解説を多くの部分を割いて行うことは考えておりません。</p> <p>また、事前調査の実施方法に関するご意見については、今回のパブリックコメントの対象外と考えます。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
59	<p>3. の後に以下の1項目を追加すべき。</p> <p>「4. リスクコミュニケーションの実施者としての市民、次の世代の市民たる子供たちへのアスベスト情報の継承事業を行う。</p> <p>リスクコミュニケーション手法が広く普及し、アスベストによる被害予防に資するために、アスベストに関する情報が広く一般に普及し、工事周辺の住民ばかりなく、工事を発注する者、工事を行う者も情報を共有する必要があります。そのための教育活動を、国、自治体は行います。国は「アスベスト被害館」を建設する。」</p>	2	<p>本ガイドライン案は、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくために作成したものであるため、ご指摘の項目を本ガイドライン案において記載することは困難ですが、アスベストに関する知識の普及については、別途取組みが必要な課題と考えています。</p>
60	<p>・ガイドラインでありながら義務とも言える表現が多く、ガイドラインを超越している。</p> <p>・ガイドラインには、以下のとおり、大気汚染防止法に規定されていない内容が多く含まれており、同法の趣旨を逸脱している。</p> <p>(ア) ガイドラインに記載されている説明会の実施等は、工事発注者に実務や費用の面で過度な負担を強いることとなる。大気汚染防止法で規定する範囲を越えた負担を工事発注者に強いるのであれば、法改正すべきである。</p> <p>(イ) 解体等工事が行われる際、周辺への一定の周知は通常行われるものであり、その中で石綿に関する内容を盛り込めば充分であり、石綿に特化して法令やガイドラインで改めて示すものではない。よって、一連の周知の徹底を図ることがまず重要と考える。</p> <p>また、大気汚染防止法に規定する事前調査結果や作業基準の揭示もリスクコミュニケーションとして一定の役割を果たしており、大気汚染防止法で規定する揭示以外のガイドラインで示している方法は周知する上での事例に留めるべきである。</p> <p>(ウ) ガイドラインで定める対象範囲(対象エリア・対象者)等が不明瞭であるにもかかわらず、「迷った場合は自治会長等や地方公共団体等関係機関に相談」とあり、自治会長等や地方公共団体等関係機関に過度な負担を強いることとなる。</p> <p>(エ) 対象を全ての解体等工事としているが、このうちリスクコミュニケーションを要する工事が不明である。ガイドラインの目的が石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションであるならば、特定工事以外の工事を対象とするべきではない。また、大気汚染防止法で規定していない「レベル3」までも一律に対象とするならば、同法においてもまず「レベル3」を特定工事と同様に規制の対象とすべきである。</p>	1	<p>本ガイドライン案は、発注者等が解体等工事に際してリスクコミュニケーションを実施する際の参考となるよう作成したものです。ご指摘の点に関して、図2-2において、リスクコミュニケーションについて法令等の規定がある場合とない場合を区別して記載し、法令等により求められる範囲を明らかにしています。また、リスクコミュニケーションを行うことによる工事発注者又は自主施工者にとってのメリットも記載しています。</p> <p>1 なお、リスクコミュニケーションの範囲は工事の種類や規模、地域の状況により異なるため、一律に示してはませんが、参考として条例における既定の状況を示しています。</p> <p>また、リスクコミュニケーションを要する工事はすべての解体等工事と考えております。</p> <p>特定建築材料以外の石綿含有建築材料(レベル3建材)については、対策について別途検討しているところです。</p>
61	<p>ガイドラインは環境省策定としているが、関係法令の引用が多く、例えば石綿障害予防規則を引用してしながら、労働基準監督署の位置づけが記載されていない。関係省庁とも調整されているのか。</p> <p>また、「地方公共団体等関係機関」の記載も、都道府県か市区町村か、また環境部局か建築部局等であるか不明確である。関係法令を引用するのであれば、関係省庁や地方公共団体等関係機関等の役割分担も含めて調整されたい。</p>	1	<p>ガイドライン案の作成に当たっては、関係省庁のご意見も伺っております。</p> <p>1 なお、「地方公共団体等関係機関」は、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等関連法令の所管部署を想定しています。</p>
62	<p>全体的に主語がない文章の構成となっており、誰が実施すべき項目か不明な点が多い。</p>	1	<p>本ガイドライン案は発注者等を対象としていることから、実施事項については、原則として発注者等(又は発注者からリスクコミュニケーションの実施を委託された代行者)が行う事項として記載しています。</p>
63	<p>自治会長等や地方公共団体等関係機関と相談の上実施することとされているものについて、「必要に応じて」を追記すべき。</p>	1	<p>1 事故発生時等の特殊な場合を除き、追記することとします。</p>
64	<p>住民からの問合せがあった場合の対応において、「速やかに」を追加すべき。</p>	1	<p>1 ご意見を踏まえて記載します。</p>
65	<p>近隣配布チラシに記載する文言他について、一般向けには分かりやすい表現の方が良い。</p> <p>建物構造</p> <p>・S造→鉄骨造、RC造→鉄筋コンクリート造と表記、巻末資料の用語集に追加</p>	1	<p>1 ご意見を踏まえて修正、追加します。</p>
66	<p>同義語の統一</p> <p>発じん性、飛散性→飛散性で表記統一</p>	1	<p>1 同一事項について「発じん性」と「飛散性」の両方の用語を使用していた部分について、「発じん性」に統一します。</p>

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
67	P R T R制度の導入を勧告したO E C Dは、『リスクコミュニケーション』の最終目標は「利害関係者がリスクに基づく決定の裏付けとなる論理的根拠を理解するのを助け、利害関係者自身の関心や価値観に照らし、目前の問題に関する事実証拠を踏まえた上で、バランスのとれた判断を下せるようにすることにある」とし、「コミュニケーションをする側（製品に関する助言を行う政府機関など）の正当性を説得するためのものであると考えてはならない。」としている。「リスクコミュニケーション」という用語はそのような歴史的経過と国際的定義を踏まえて使うべき。	1	ご指摘のとおり、リスクコミュニケーションは「利害関係者がリスクに基づく決定の裏付けとなる論理的根拠を理解するのを助け、利害関係者自身の関心や価値観に照らし、目前の問題に関する事実証拠を踏まえた上で、バランスのとれた判断を下せるよう」行われるものと考えており、本ガイドライン案はそのようなリスクコミュニケーションを進めるにあたって参考となるように作成しております。
68	リスクコミュニケーションのためにはリスクの大きさが重要であり、リスクの定量化が必要。	17	現時点では、一般環境（作業環境以外の環境）におけるリスクの定量化についてガイドラインに掲載することは困難ですが、リスクをできるだけ低減していくことが重要と考えています。
69	どんな場所でも石綿ばく露のリスクはゼロではないことを初めに書いておくべき。また、日本人として、どの程度の石綿ばく露リスクを受け入れるべきなのかを明確にしてほしい。ガイドラインとして、石綿曝露によるリスク評価が必要。	1	現時点では、リスクの許容範囲をガイドラインに明示するのは困難と考えています。
70	2月17日のリスクコミュニケーション・フォーラムで、リスクの定量化が重要であるとの話があった。リスクの定量化は実際のケースで算出が難しく、その信頼性も未だ確立されないのではないかと感じている。しかし石綿疾患は晩発性であり、発症の予見性をより信頼あるものに高めることは重要である。定量化はリスクコミュニケーションを進める上で重要な資料なので、その精度向上の為の研究の推進、資料収集等による検討資料の作成など進めていただくと共に定量化に関するマニュアル作成を希望する。	1	今後の参考とさせていただきます。
71	以下の点をガイドライン（案）に盛り込んでほしい。 ・事故に伴い外部へアスベストが漏洩・飛散した場合の健康リスクへの影響について ・事業者側が事故を起こした場合、そのことを現認し将来健康被害が生じたときに補償して貰えるのか。 ・アスベストが漏洩・飛散した場合とは、工事業者の判断によるものなのか、または敷地境界で大気中の石綿濃度の測定結果で石綿が検出されたときなのか。(実際に事故が起きた場合、すぐに周辺住民にその事実を周知されずに、除去作業が終わった後に知らされるなど、業者側の健康被害に対する危機感が低すぎる) ・測定結果を評価する際の基準はどの数値を使用するのか。 ・敷地境界で常時測定をしてもらわないと、周辺住民等へのばく露状況は分らないなど、コミュニケーションを図るというよりも、加害者・被害者的な話し合いになっている。	1	本ガイドライン案において、「石綿の漏洩・飛散事故発生時」は、養生の破損等、飛散の可能性のある状況を含めており、石綿濃度の測定結果により判断することとはしておりません。また、石綿の漏洩・飛散事故発生時には、速やかに周辺住民に説明することを求めています。 アスベストによる健康リスクや測定結果の評価基準については、参考資料中（石綿による健康リスク、想定問答の例）に記載しておりますので参考としてください。 敷地境界での常時測定については、想定問答の例に追加いたします。 健康被害への補償に関しては、本ガイドライン案に対応を一律に記載することは適切でないと考えております。
72	本ガイドラインの中に、「アスベストがある建築物改修、解体に際しての住民の知る権利のガイドライン」を加え、リスクコミュニケーションに、実際に役立つものに改編してほしい。	2	本ガイドライン案に沿って、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくことにより、周辺住民等に必要な情報は提供されるものと考えています。
73	発注者や受注解体業者に対するリスクコミュニケーション教育だけを先行して行うのは、これら業者にいわずらに解体の免罪符を与えるだけで、何ら国民の健康被害を防止するには役立たない。同時並行して、国民の立場から見て必要なリスクコミュニケーションガイドラインを策定するべき。	1	本ガイドライン案に沿って、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくことで、石綿の飛散防止に貢献するものと考えています。
74	行政の「指導・監督」に関しては、大気汚染防止法により調査権限が強化された事を有効に行使して、行政としての責任を果たすようガイドラインで明記すべき。	1	本ガイドライン案は、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくために作成したものであるため、ご指摘の点を本ガイドライン案においては記載することは困難と考えます。 なお、地方自治体による立入検査については、環境省としても、地方自治体職員向けの技術講習会の開催等により支援を行っているところです。

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
75	解体作業中の石綿漏洩監視計画、計測地点の決定への第三者の参画を盛り込むべき。	1	リスクコミュニケーションの結果として、石綿漏洩監視計画や計測地点の決定（変更）が行われることは考えられますが、ガイドラインにおいて一律に記載することは適切ではないと考えます。
76	レベル3建材が手ばらしした状態で三重袋に入れられ廃棄物置き場に保管されているか、周辺住民にも説明する必要がある。	1	本ガイドライン案では、レベル3建材の使用された建築物等の解体等工事についても、その対象としており、レベル3建材からの石綿の飛散防止については説明されるべき事項として取り扱っています。
77	周辺住民を「苦情」を言うものとしてとらえていることが参考資料から見受けられるが、アメリカでは、違法を是正した私人を「私的司法長官」として報奨を与えるなどの思想があり、日本でも、周辺住民を「苦情」を言うものにとらえるのではなく、環境を守ろうとする点で、行政官や警察による法の維持行使の機能を行った者として、その尊厳を認めてしかるべき。 「苦情」が出されないことを目標とするのではなく、法を徹底的に遵守し、かつ、相互牽制機能（分離発注等）を法制化すべき。 アスベストを飛散させて暴露させた場合は、早急に、「曝露証明」を国・自治体が発し、将来の発症の場合の賠償責任に関する規定を締結すべき。賠償責任の主たる主体が私企業の場合、数10年先にその責任主体がない可能性もあることから、監視監督権限のあった自治体や労働基準監督署の不行き届きとして、万が一の発症の際の賠償責任を自治体が連帯して負うことをも明記すべき。	1	本ガイドライン案は、周辺住民等を含む関係者が正確な情報を共有し、相互に意見を交換して意思疎通を図ることで、相互理解を深め信頼関係を構築するとともに、リスクの低減に役立てることを目的としております。 また、分離発注や賠償責任に関するご意見については、今回のパブリックコメントの対象外と考えます。
78	工事受注者と分析・測定事業者は別にすることを法律に明記すべきだが、少なくともガイドラインに入れて、利益相反事禁止規定がない日本の環境法の抜け穴を塞ぐ必要がある。また、調査不十分に対しては罰則規定を用いること。発覚しづらい点については工事保険などで賠償を十全ならしめるように事業者こそ十分な対策をすることが必要である。	1	事前調査の実施方法に関するご意見については、今回のパブリックコメントの対象外と考えます。
79	老朽集合住宅における外壁隙間からの漏洩、戸建住宅においても近隣への飛散に関するリスクについての記載が必要。	1	本ガイドライン案は、戸建住宅を含めた建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションを記載したものであり、使用中の建築物の管理については別に検討されるべきことと考えます。

その他リスクコミュニケーションに関する意見

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
80	リスクマネジメントは、形は立派だが効果がないように思う。	1	本ガイドラインを活用していただくことで、石綿飛散防止につながるものと考えています。
81	意見募集にあたり、概要をA4一枚でもいいのでインターネットで閲覧できるように努力してほしい。	1	今後の参考とさせていただきます。
82	リスクコミュニケーションについての検討会が非公開とはおかしいのではないか。今後の検討会のあり方にも関係するので、その理由を明示すべき。	1	意見聴取の対象者や委員から、不適切事例についても詳細な情報提供をいただけるよう、検討会については非公開としました。 なお、本ガイドライン案について幅広く意見を伺うために、フォーラムを開催し、またパブリックコメントを受け付けることにしました。
83	検討会は公開とすること。	136	意見聴取の対象者や委員から、不適切事例についても詳細な情報提供をいただけるよう、検討会については非公開としました。 なお、本ガイドライン案について幅広く意見を伺うために、フォーラムを開催し、またパブリックコメントを受け付けることにしました。
84	最も解体現場のリスクにさらされている地域住民や、アスベスト被害の実態をよく知っている被害者団体、NGO団体を委員会に加えること。	136	検討会においては、NPO法人に所属されている委員にもご参加いただきました。また、本ガイドライン案は、検討会だけではなく、フォーラムの開催やパブリックコメントの募集により、幅広い方々からのご意見をいただくこととしています。

No.	意見の概要	数	意見に対する考え方
85	軽微な工事であっても、必ず事前調査を行うことはもちろん、リスクコミュニケーションを図ることを義務化していただきたい。	1	解体等工事を行う際には、大気汚染防止法において、基本的に事前調査の実施及び結果の掲示が義務付けられています。 本ガイドライン案は、発注者や自主施工者がさらなる取り組みを進められるよう作成したものです。
86	住民が気付いた時にはすでに解体が終わってガレキだけだった、という実態が横行している。「いつのまにか解体」を予防するには、法改正が必要。	126	本ガイドライン案に沿って、発注者や自主施工者に積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただくことにより、周辺住民等に必要な情報は提供されるものと考えています。
87	アスベストを含有する建物を解体する場合は近くの住民に知らせること。	4	大気汚染防止法においては、解体等工事の実施前に、事前調査の結果を掲示すること、また、特定粉じん排出等作業が行われる場合には作業の方法等を掲示することが義務付けられています。また、本ガイドライン案においても、解体等工実施前の情報提供について記載しているところです。
88	リスクコミュニケーションがスムーズに行えるようファシリテーターの養成が必要。	1	今後の参考とさせていただきます。
89	自治体担当者もリスクコミュニケーションの当事者であり、自治体職員向けの研修会が必要。	54	説明会開催を検討いたします。
90	このガイドラインが運用されるときには、解体業はもちろん建設関連に携わる方に確実に周知することが必要。	1	説明会開催を検討いたします。
91	国は、事業者が周辺住民に配るべき、危険性や対策に関する絵文字入りのパンフレットを作成すべき（アメリカのEPAがかかるパンフレットを多種類用意している）。	1	今後の参考とさせていただきます。
92	工事を始める前に自治体や市民の代表、中立な立場の機関が工事現場を確認にいき、「ここまで飛散防止対策をおこなっているので大丈夫だろう」という事を実際に見て、実感してもらう事で市民の持つ不安が少なくなるのではないか。	2	ご指摘の観点は、コミュニケーションのひとつとして重要と考えます。本ガイドライン案においても、信頼性を高める追加的な対応として「住民の代表等の現場視察の受け入れ」を例示していますが、工事現場にはアスベスト以外の危険もあることから、住民等の安全が確保されることが前提と考えています。
93	リスクコミュニケーションを求めても拒否された場合、仲裁、指導、監視できる第3者機関の設置が必要。	1	今後の参考とさせていただきます。
94	書類だけでなく、電光掲示板等に現在の石綿濃度を公にすることまでしても良いのではないか。	1	アスベスト繊維濃度はリアルタイムの測定ができないことから、現状では困難と考えます。
95	地方自治体単位でのガイドラインの普及と地域に合わせた具体策の検討会を従事者や地域住民を交えて実施すべき。	1	地方自治体においては、既にリスクコミュニケーションに関する独自の条例を制定している例などもあることから、自治体の状況に応じて取り組みが図られるべきと考えます。

その他、アスベスト対策に関するご意見を以下のとおりいただきました。今回募集したパブリックコメントの対象ではありませんが、お寄せいただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	数
96	工事施工者・発注者・受注業者ともに、解体工事の前に、法・条例等規定の遵守を徹底させることが第一。	1
97	解体する建物等の中にアスベストが含有していないか確認すること。また、その費用は国が負担すること。	2
98	「事前調査」については、設計図書等の客観性ある資料に基づき、有資格調査者などの専門的知識を有する者が現地で確認を行うこと。	2
99	解体する前に事前調査を行い、アスベスト含有であれば、飛散しない解体方法を指導すること。	1
100	解体物のアスベスト含有の有無の確認が必要。	1
101	徹底した事前調査の手法等を検討すべき。	1
102	事前調査も十分にせず、虚偽の報告をした事案に対する罰則を設定すべき。	1
103	除去工事の資格、研修内容を充実させるべき。	2
104	レベル3建材の規制を行うべき。	130
105	リスク度によって、周辺住民に専用の防塵マスクを配布すること。	1
106	石綿の取扱いは現場レベルではそれなりに対処できているように感じる。 環境省水・大気環境局大気環境課の人は現場視察して決めているのか。 石綿罹災者も少なくなり、やることを増やして同課の成績にしたいの难道うが不要ではないか。 財務省は予算削減のチャンスであるので基金を含めて石綿災害対策の事業性を精査すること。	1
107	石綿除去現場や解体現場について、2重、3重の飛散防止対策を行えば安全性が向上する。	1
108	完了検査も自治体職員、周辺住民と同席の上に実施すべき。	1
109	除去工事の完了確認制度を導入すべき。	1
110	大気汚染防止法において、説明に応じない業者や飛散させた業者の公表を規定すべき。	1
111	大気汚染防止法を違反した場合の厳罰の強化などを行うべき。	1
112	都民の健康、安全を確保するため、早急に厳しい規制を作ってほしい。 解体・改造などの作業を簡単にしないでほしい。	1
113	早急に法改正を実施すること。特に建築物では周辺の飛散物の分析が必要。	1
114	隔離養生の一部に除き窓（一部だけクリアなプラスチック製の窓を作る）を設置し、そこから除去の状況を確認できる場所を作るよう義務づける必要がある。	1
115	住民が指名する者が事前調査の確認と完了検査のために立ち入りができるようにすべき。	17
116	工事全過程において住民と行政それぞれに立ち入り検査権を保障するべきである。	1
117	石綿ばく露被害の防止のため、当該自治体担当部局と共に、住民サイドの要請を受けた専門家等、第三者による監視と立ち入り検査を可能とする合意を作成し、適宜、環境調査を実施できるようにすべき。	1
118	事前調査における調査過程の一般公開と第3者機関による抜き打ち検査権の保障が必要。	1
119	工事期間中の対策として、公正な第三者による飛散濃度を測定し、漏洩・拡散の対策が完璧である証明が必要。	1
120	解体工事現場や建物内の構造物にアスベストの露出などを市民が発見した時の通報窓口が必要。	1
121	定期的計測結果の公表の義務化が必要。	1
122	作業中の排気口からの粉じんが常時わかるような表示義務を設定する必要がある。簡易粉じん計の連続測定結果と養生の負圧状態を測定した結果を常時表示する。または、定期的な濃度測定の結果を表示するよう義務づけてはどうか。	1
123	大気汚染防止法において、敷地境界の計測を義務づけるべき。また、1本/リットルを明記すべき。	1

No.	意見の概要	数
124	自治体がホームページ等で、10本／リットルを基準であるかのように記載しているが、自治体に対して、そのような記載を削除することを国として求めるべき。また、石綿工場が無くなった今日、10本／リットルの規制値を削除しないのは、法律の改廃権限の不行使の違法と考えられ、早急に削除すべき。	1
125	市行政の中にアスベストを日常的にチェックする職員をおき、地域住民を日常的に守ることを考えたい。市長先頭に市議会の議員も問題意識を持たせることが大切。石綿飛散防止対策を行政は追及すべき。国は地方自治体に住民のためのアスベスト防御指導を日常的にすすめるよう指導すべき。	1
126	各市役所に数名のアスベスト診断士を配置すること。	1
127	今後、現場で働く人たちの教育・意識改善にも力を注ぐべき。また、上に立ち監督する立場の監督官の教育にも力をいれるべき。現場からの意識改革は困難なため、行政や法律などの上からの圧力も必要。	1
128	アスベストのリスクをもっと周知すること。	6
129	公的住宅や施設の管理者と下請け業者、一般の工事施工者・発注者・受注業者、自治体職員、住民等に対する石綿環境教育を実施すべき。	6
130	アスベストを扱っていた会社、事業者の従業員の安否を確認すべき。解体作業する若い従業員にも、アスベストの恐ろしさを国が知らせるべき。	1
131	解体工事などでアスベストを複合的に暴露する危険性をもっと深く認識すること。	5
132	人々のアスベストについての認識を高めるために、各家庭で身の回りを今一度見回してみるきっかけとして、絵や写真を多用した、見易く、とっつきやすい、リーフレット、あるいは小冊子を各家庭に配布する、動画を放送するなど、教育活動を、国、自治体を中心になって行ってほしい。	1
133	今まで以上に、これからの問題であることの周知をするべき。	1
134	工事に着手する前の調査や現場監督のアスベストに関する知識の必要性は非常に重要である。工事着手前にレベルに関わらずアスベスト含有建材が見受けられたならばマスクの配備をただちに実行し、そのマスクには特定の色を付けアスベスト粉塵対応マスクであることを周囲が認識できるようにする。そうすることにより、作業員へ危険性の注意を図る。	1
135	解体工事に伴うアスベスト飛散と受動喫煙の相乗影響によるリスクを知らせ、現場のみならず周辺の喫煙所の撤去も義務付ける。	1
136	環境被害と分類されるケースは、労働現場からの飛散によるケースが多いのではないかと。環境被害事例の個別詳細検討会をつくり、吸入源の特定をしていくべき。	1
137	アスベスト含有物工事の作業員からの作業着等を介して家族への被爆の防止が必要。	1
138	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体が近くで行われた時、普通のマスクなどでどの程度防げるのか、どの範囲で飛散するものなのかなど、基本的な対応が知りたい。</li> <li>・中皮腫の治療はむずかしいので、アスベスト肺の状態で有効な治療や対策があれば、中皮腫の患者さんは将来的に減るのか。</li> <li>・40年ほど前、学校で音楽室の防音壁を“これさわったら死ぬで！”と言っていた子がいた。それほど前から危険であることが一般に知られていたのか。</li> </ul>	1
139	がん治療方式が大きく変わろうとしている。中皮腫においても、その流れに乗り遅れることのないようにしていただきたい。	1
140	孫が通学している小学校の校舎の一部コンクリートがはがれ落ちて、鉄骨がむき出している。心配です。	1
141	全ての建物のアスベスト含有の有無を公開してほしい。	1
142	建材の劣化によるアスベストばく露の危険があるということを厳重に規制すべき。	1
143	アスベストに対する様々な情報を公開し、被害にあっている人、これからあうかも知れない人を法律で守ってほしい。	1
144	近年「ばく露原因不明」の中皮腫患者が増えている。今後もこのような患者が増えることが推測されることから、もっと現場を知るべき。そこから見える「危機管理意識の低さ」を学ぶべき。	1
145	労災だけではなく、中学校などで使われていたため、発生の可能性がある。その補償も労災と同等にすべきである。	1
146	遺族年金の支給が必要。	1
147	中国から風に乗って来るPM2.5などの空気中の汚染が心配。この中にもアスベストが散乱しているのか。	1